

| | |
|---|----------------------------------|
| | 和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて |
| 担 当 | 健康保険医療課 |
| <p>出産時における保険税負担の軽減（令和6年1月施行）</p> <p>【概要】</p> <p>子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合においては、当該世帯の世帯主に対して賦課する国民健康保険税の所得割額及び被保険者均等割額を減額する。</p> <p>【減額となる額】</p> <p>出産被保険者の出産の予定日（厚生労働省令で定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、三月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び被保険者均等割額</p> <p>※費用負担 公費（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）</p> | |